

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)

河原社会保険労務士事務所 河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/



「会社を辞めます」と言い出さなくて

勤務先に伝達「代行サービス」会社から連絡がいく

今から4年前の2019(平成31)年3月2日(土)の朝日新聞の夕刊の記事の表題です。
退職代行の大手のEXIT(イクジット)を朝日新聞の記者が取材をした後の記事でした。記事によると、依頼者の中には、以下のような人がいるということでした。

依頼した大阪の男性(28歳)は、4カ月勤めた中古車買い取り会社を昨年9月に退職しました。
客の家を訪問して車を査定し、価格交渉をするのが仕事だった。

男性によると、上司が示す価格設定は厳しく、客に頭を下げ続けた。説得できないと、
「御用聞きじゃねんだよ」と上司に責められた。自信を失い、追い詰められて飲酒量が増えた。

同僚が急に退職した時、「あいつのせいで休みがなくなった」と社内は騒然。
自分が辞めたいと言ったら、-----。

ある日、友人の弁当屋を手伝った。客が「おいしかったよ」と笑顔で言ってくれた。
「人に感謝される仕事がしたい」と思った。翌日、退職代行を依頼した。

次の事例は、弁護士に退職代行を頼んだものです。

退職代行を頼んだ北陸地方の40代の女性です。訪問看護の会社を昨年10月に辞めた。女性によると、事務所では10人ほどのスタッフが常に誰かの悪口を言い、女性も陰口を言われるように。訪問先の利用者をも悪く言うのが聞こえ、怒りがこみ上げた。パソコンで「退職手続き」を検索し、退職代行を知った。

二つの事例で言えることは、2人とも相談できる人がいなかったというように記事は進んだ。
ここで、退職についての法律的なことを述べます。

民法によれば、期間の定めのない契約はいつでも解約の申し入れができ「雇用は、解約の申し入れの日から2週間を経過することによって終了するとあり、(民法第627条1項)
2週間たつと効力が発生する。ということです。

判例でも、「労働者は一方的な退職申し入れにより雇用関係を終了させることが出来るのであって、使用者の承諾を何ら必要とするものではないし、また仮に、被告に労働者の退職に使用者の承諾を要する旨の就業規則なり労働慣行などがあつたとしても、これは民法の第627条1項後段の法意に反し無効であるというべきである。
(昭和58年11月23日大阪地裁判決 平和運送事件より)

一般的な会社の就業規則の退職の項目には以下のような書き方が多いと思われませんが、

第 56 条 (退職の手続)

従業員が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも退職予定日の1カ月前までに会社に退職願を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、2週間前までを認めるものとする。

→退職の手続では、「1カ月前までに退職願を提出」と民法上の2週間を超えて定めることがあります。が、会社の就業規則よりも民法 627 条の一般原則が優先されるため、1カ月前の提出を強制することはできません。

ここで、EXIT の退職代行依頼の時の記載事項には以下のように記入が要求されます。

退職代行依頼フォーム

1. 名前
2. フリガナ
3. 電話番号、メールアドレス
4. 年齢
5. 雇用形態 ①正社員 ②契約社員 ③アルバイト ④ その他
6. 契約期間 無 有
7. 代行実施期日 ①未定 ② 日付を選択
8. 問い合わせ内容

退職代行 EXIT によくある質問を尋ねました。

質問 1 本当に退職できますか。

→ できます。数万件のご相談に対応させていただきましたが、退職できなかったケースは今までに1件もありません。そもそも法律上、退職したい人を引き留めることはできません。

→引き留めることはできないことは、私もそう思います。

質問 2 即日退職できますか。

→ 依頼していただいたその日から出社せずに退職が可能ですが、書類上の退職が即日になる保証はできかねます。

書類上の退職日は即日になるケースのほか、民法に則って2週間後になるケースや有給を消化した日付になるケースなどがあります。

→EXIT のケースはおかしいです。有給の請求権は労働者にありますが、事業主側のデータとの食い違いが生じた場合は、代行専門業者には解決できないと思います。

質問 3 給料はちゃんと振り込まれますか

→ 退職する場合でも働いた分の給料は通常通り支払われます。支払わないのは違法です。給料が手渡しの場合でも振り込んでいただくようお願いしますが、必ず振り込まれるという保証はできかねます。

現在、私は顧問先で、毎回130人ぐらいの従業員の方に対してパワハラセミナーを実施しています。ある従業員が、退職代行を頼まなければならない状態とは何かを考えると、

その職場には、パワハラが現に存在し、仲間や上司の方に相談等ができない労働環境があるということだと思えます。つまり、退職代行とパワハラは密接に関係しています。